

紀南病院組合障害者雇用推進計画

機関名	紀南病院組合
任命権者	管理者 大畑 覚
計画期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
紀南病院組合における障害者雇用に関する課題	紀南病院組合においては、病院事業という医療専門職が多い特徴のなかで、障害者が就労できる業務自体が少ないという課題がある。
目標	
①採用に関する目標	令和6年4月1日より法定雇用率2.8%となった為、雇用率が未達成となっている。紀南病院組合内で障害に合わせた適切な業務の創出に努め、障害者求人票を提出していく。また、実習等を積極的に受け入れていく。
②定着に関する目標	すでに当院にて就労している障害者に定期的に面談を行い、勤務状況や本人の体調等を把握し労務管理していく。また、必要に応じてメンタルケアカウンセリングを推奨していく。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として紀南病院総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を中心に、障害者が働きやすい環境整備に向けて体制を強化していく。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、ハローワーク熊野、三重労働局及び紀南地域障がい者就業・生活支援センターに相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。